

平成11 (1999) 年度修士論文要旨

その他のタイトル	Summaries of Master Theses,1999
著者	池内 正史, 堂本 直貴, 松井 宣明, 山本 修, 松田 博之, 板津 弓子, 西川 曜子, 橋詰 知子, 宮武 麻美, 村井 佳比子, 陳 ??
雑誌名	教育科学セミナー
巻	32
ページ	41-51
発行年	2001-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/00019410

平成11 (1999)年度修士論文要旨

国家と教育の関係性をめぐる考察

教育学 池内正史

本論文は、現在、国家・教育の関係性に大きな変容が生じつつある中で、それらにあらためて原理的な考察を加えるべきではという問題意識に基づくものである。

第一章では、まず現状の「教育改革」を「自由化・規制緩和」の推進と捉えた上で、国家政策としての「自由化」の意味に批判的に触れた。それは、そもそも「国家的な自由」というものが成り立つのかという疑問にはじまり、「自由化」の社会・経済的背景としての「新自由主義」やそれが不可避ともなう「国家的共同性」としてのナショナリズムの問題に関しての問題意識を提示した。

次に、こうした「自由化」政策にイデオロギー的な裏付けを付与するものとして、社会経済生産性本部により公表された報告書「選択・責任・連帯の教育改革」を批判的に検討した。ここでは「選択の自由」や教育における「多元化・多様化」が主張されているのだが、それらが具体的制度改革案における国家・行政機能の、「プロセスの管理から結果の評価」への移行などの提起と結びつくことで、実質的な多元化・多様化ではなく、新たなリアリティを備えた差異の序列化につながるのではないかといった指摘を行った。その後、生涯学習と「自由化」をめぐるこれまでの指摘を取り上げ、また生涯学習審議会から先般出された答申に見られる新たな教育・学習の評価＝統制システムへの立ち上げの動向などに触れ、最後にマルクスの著作「ユダヤ人問題によせて」を参照しつつ、近代における国家的自由の備える限界への着目が必要であることを述べた。

第二章では、公教育と国家の関係性をめぐり、それを政治的支配と社会・経済的支配の連関の問題として捉えるべきであることを指摘した。その上で、教育行政と教育政策を公教育における「上向」「下向」のベクトルの交錯として位置づける論に触れ、さらにそうした観点から教育行政学者・持田栄一と教育政策学者・海老原治善の所論に見られる国家認識を比較・検討した。その結果、後者において政治的支配を社会経済的側面に還元する傾向が見られ、この点が国家・公教育認識における問題となっていることが理解された。

第三章では、資本主義国家の特殊性を分析したネオ・マルクス主義国家論者ニコス・プーランザスの国家論を検討するとともに、その公教育論との接点について、これまでの論考の批判的検討を通じて論じた。とくに国家の「制度的物質性」と「諸階級の力関係」との相互規定的で複雑な結びつきを、単純化して理解することの問題性が結論づけられた。

本論文の最後に、プーランザスの国家論への批判・相対化の論を取り上げつつ、「制度的アンサンブル」としての国家の変革は「資本主義国家の戦略的選択性」のトータルな崩壊を意味するという、プーランザスの理論的後継者であるジェソップの見地に触れた。「制度的アンサンブル」としての国家という認識は、国家支配の構造を揺るぎのないものとみなす本質主義的・形式主義的傾向に、還元論的思考を排しつつ一線を画すものであり、これは教育をめぐるマクロ的・ミクロ的な分析視角の結合という重要な課題とも関連することが理解された。こうし

た立場から、今日的な国家の変容を踏まえつつ、これまでのマルクス主義的な国家・教育論の批

判的継承を果たしていくことが重要であるという結論に達した。

戦後における塾（学習塾）のディスクール

教育学 堂 本 直 貴

拙論は、日本に多く存在する、塾（学習塾）を研究対象とし、その塾を捉えるディスクールの歴史的見地から考察した内容となっている。

内容は、第1部と第2部に分け、第1部は研究を進めていく際の塾（学習塾に関連した）基本的事項の解説を行う。第2部では、第1部で得た基本的事項の知識を元に、塾（学習塾）のディスクールの分析を主題とする、歴史社会学的考察編となっている。

第1部第1章、「塾（学習塾）の定義とその空間」においては、塾の定義を行うことを試みる。「塾」という語一つをとっても、そのイメージや意味するところは多様である。先行研究における「塾」の概念は極めて複合的なものであった。論者はまず、「近世私塾」としての「塾」の概念からの離脱を計る。近世私塾の形態は今の小さな補習塾の教育理念に似通っているとはいえ、独立した教育機関であった「近世私塾」に対して、現代の塾（学習塾）は公教育の教育課程を踏襲する（せざるを得ない）ものであることを指摘する。次に「習い事」からの分離を計る。塾通いの実態調査は「習い事」の把握もかねていた事実をあげ、学習塾と習い事は同次元で捉える傾向があるが、研究上においてこれらは分離することを提唱する。これらの概念を整理して、ようやく塾（学習塾）の定義が行われる。論を組み立てていく中で、「補習塾」と「進学塾」を中心に見て行くことが確認される。

第2章では、塾の社会史を中心に見ていく。この章は後のディスクール分析を行う時の歴史的理解をスムーズにするために存在する。内容

的には、進学塾の成立を戦前に求め、戦前の塾の一つが、師範学校の英才教育に源流を置く事実を明らかにする。その他に、街（本文中では、浅草）の補習塾の様子や沿革についても解説を行う。また、戦時中の子どもの習い事に関して調査した、「学童の生活調査」について言及し、戦後は、進学塾の成立と拡大に焦点を当てる。

第2部第3章では、拙論の問題意識について解説を行う。拙論において研究の対象とする時期は、1945年から1977年までである。この時間を選んだのは、塾にどの程度通っているかといった具体的な調査が存在しないにもかかわらず、教育問題として塾通いが取りざたされる状況に疑問をもった論者の考えを述べる。1977年の学習塾実態調査の新聞紙上に於ける取り上げかたを考察し、社説の内容から、塾というものの存在が、ある教育政策の影響を受け、同時にディスクールの形成してきたことに着目する。この教育政策の明示化が拙論の課題となる。そして、その教育政策の変化とともに、どのようにディスクールが変化していくのか、この「過程」を追うことが拙論の方法である。この作業を行うことは戦後30年程度の教育史を見直すことになり、その中に塾を位置づけることで、教育社会史に新たな視点をもたらすのがねらいである。

第4章では、上記の問題意識に迫るため、論者の手に入れた最も古い資料である、1954年の新聞記事から話を始める。論者はその記事を分析する途上で「新教育」の存在に気づかされる。戦後教育の理念たる「新教育」が塾批判の理論的根拠であると考えた論者は、「新教育」

の内容を明らかにし、その母体である、学習指導要領の変遷に沿って、ディスクリールの変化を考察していく。その結果、塾はまさに学習指導要領の変化と共に発展してきた事実が明らかになった。

第5章では、文部省や教師の批判が多く存在

するにも関わらず、塾通いを盛んに行う国民の気質、文中ではストラテジーについて論及する。その結論は、学習指導要領の存在が進学や必要最低限の教育を受けられない国民の対教育的な一種のストラテジーであったことを説明している。

「学び」の成立－「学校で学ぶ」ということの意味

～日常的認知研究の成果から～

教育学 松井宣明

この論文は、まず1990年代までの教育実践の蓄積が、約40年前と同様の「這いまわる経験主義」として批判されてしまうだけで終わることのないよう、そこで為されたものの意味、そして為されなかったものの理由を、もう一度慎重に検討していくことを意図して書かれたものである。主に60年代以降の「仮説実験授業」を初めとして、これまでの教育心理学が積み重ねてきた授業研究を題材に、「学びの場としての学校」をこれまで我々がどう捉え、そしてどのような「場」にしようとしてきたのかを、改めて考察している。さらにその事を考察する手がかりとして、本論文では、日本においては80年代後半から特に注目を集めるようになった、認知科学・学習心理学分野の「日常的認知」研究の成果を中心に捉えた。この「日常的認知研究」が、これまでの教育実践、及び「学び」理論の考察にどのような影響を与えてきたのかも合わせて考察している。

まず第一章において、板倉聖宣が発案者となった「仮説実験授業」を取り上げた。板倉の当初のねらいから、具体的な実践例を踏まえ、現在その「遺産」をどのように受け継いでいけばいいのかということに論旨を置いている。これは現在も受け継いで行くべき点と、批判される

べき点の二点に分けて考察している。

第二章において、認知的徒弟制、正統的周辺参加理論といったいわゆる「日常的認知」研究を取り上げた。これらはジーン・レイブなどの文化人類学者、認知心理学者が為してきた成果である。日常的認知が現在の学習論に与えたインパクトについて論述した。

さらにそれを踏まえた上で、「学校における学び」の実態を探ってみた。これは「ダイエット算数」という事例などを挙げ、子どもが「教室で学ぶ」とは如何なることなのかと考察している。最終的には、現在の子どもたちは教科の先にある実践の世界にふれるのではなく、ただ単に「教室」という空間に「正統的周辺参加」しているに過ぎないと結論付けている。

第三章では、最終的に教えるということは、どのような機能をこの社会で果たすのかという点に論究している。それはヘアー・インディアナというカナダ北部に居住する部族の「学び」のスタイルから、翻ってこの私たちの「教える」行為はどのような意味があったのかと考察している。

まとめとして、現在の教育制度の中で、この社会の熟練者としての「教える者」がなし得ることとは何か、そして「学ぶ者」との関係性に

ふれる。私はそれを「共生」という言葉を使用することで、概念づけている。

障害者のきょうだいが抱える悩み

—その実体と背景に関する考察—

教育学 山本 修

本論文の目的は、障害者（特に知的障害者）と暮らすきょうだいが、どのような悩みや問題を抱えているか、さらにその悩みを生み出す文化的・社会的要因は何か、を明らかにすることにある。調査方法としては、「全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会」発行の文献や機関誌の中に掲載されていたきょうだいたちの回想文の中から、悩みとして訴えている部分をリストアップしストックしていきながら、そこに「兄弟姉妹の会」の会員の方への聞き取り調査結果を加えて、きょうだいたちが抱える悩みを20項目に類型化した。また、それらの悩みの中でも特に深刻だと思われる〈障害者隠し〉(きょうだいが障害者の存在を学校の友達などに隠す行為)と〈結婚問題〉(障害者の介助をしなければならぬために結婚を諦めたり、自分の子どもに障害が遺伝するのではないかという悩みを抱いたりする問題)の2項目に関して、きょうだいたちの“生の声”をもとに、他の悩みとの関連性や因果関係、さらにこれらの悩みを生み出している文化的・社会的背景を考察した。その結果、〈障害者隠し〉を引き起こす要因として、「学

校におけるいじめ」や「障害者に対する配慮不足」、更に「親や周囲の大人の障害に対する否定的価値観」「その障害に対する社会的評価」「障害の種類や程度」などがあることがわかった。また、〈結婚問題〉に関しては、その背後に「介助」と「遺伝」の問題があり、それらの問題を生み出す根底には、優性思想をバックグラウンドに、家族の自助努力を基本とする今の社会福祉制度の貧困さと、明治民法に端を発する「家制度」の名残が相互に関連しながら存在することを明らかにした。さらに、そういった制度的問題点のもとで、きょうだいの中でも、特に女性の方がより介助を期待されるという深刻な状況にあることを述べた。また、これらの悩みを乗り越える一つの糸口として、〈障害の打ち明け〉を提起した。さらに、ガン告知問題や部落問題、在日韓国朝鮮人問題なども参照に、〈打ち明け（カミングアウト）〉が持っている意義や必要性、またその方法に関して、考察を進めた。そして、〈打ち明け〉とは、〈打ち明ける〉側と〈打ち明けられる〉側の関係性の問題であり、双方からの乗り越えが必要であるという結論に至った。

メタ認知に関する実験的検討

—既学習判断（JOL）からのアプローチ—

教育学 松田 博之

メタ認知とは、自己あるいは他者の認知を対象とする認知である。このメタ認知は、知識的

側面と活動的側面に分類される。その知識的側面であるメタ認知的知識とは、認知活動に活用できることを前提としたさまざまな変数に応じた知識である。たとえば、人変数に関する知識、課題変数に関する知識および方略変数に関する知識が考えられる。そして、活動的側面であるメタ認知的活動とは、認知プロセスや状態のモニタリング及びコントロールを行うものである。このように考えられるメタ認知は、臨床分野や教育分野でのいくつかの試みの中で応用されている。臨床分野では、認知療法がその1つとして挙げられ、教育分野では、メタ認知を働かせた自己学習力やそれに通じる認知カウンセリングが挙げられる。メタ認知研究は、このような応用分野と考えられるものを通して社会に貢献できると考えられることから、メタ認知に関する実験研究で得られた事実を積み上げていくことに大きな意義があるといえる。

メタ認知に関する実験研究は、メタ認知的活動のさまざまなモニタリングの指標についてなされている。たとえば、学習容易性判断 (ease of learning judgement: EOL judgement) や既知感判断 (feeling of knowing judgement: FOK judgement) などがその指標として挙げられる。

本論文では、そのモニタリングの指標の1つである既学習判断 (judgement of learning: JOL) の算出プロセスについて考察された。JOLとは、学習時あるいはその後になされる、後の再生成績の予測である。このJOLの算出プロセ

スについては、記憶痕跡の強さを直接モニターすることで導かれているとする直接アクセス (direct access) 仮説と、そうではなく、再生の予測となるさまざまな手がかりを活用することで導かれているとする手がかり活用 (cue utilization) 仮説が考えられている。ここでは、学習直後になされるJOLに関する算出プロセスに対して、この2つの仮説のどちらが妥当であるかを検討するために2つの実験が行われた。実験1において、要因として記銘語の有意味度、試行および呈示時間が操作され、実験2においては、記銘語の有意味度、学習方略および試行が操作された。その結果、再生成績と直後JOLに対するそれぞれの要因の効果の違いから、直後JOLの算出プロセスについては、直接アクセス仮説ではなく、さまざまな手がかりを活用することで導かれているとする手がかり活用仮説がより妥当であると結論付けられた。この結論から、手がかり活用仮説で考えられているそれぞれの手がかり (固有手がかり、状況的手がかり、内的記憶手がかり) がどのように活用されているかを示唆するモデル式が提案された。これにより、内的記憶手がかりを通して固有手がかりが直接的に活用され、状況的手がかりは内的記憶手がかりを増幅することで間接的に活用されるということが説明される。このような手がかりの活用により直後JOLが導かれていると考えられる。

青年期の精神的発達とその病理

—特にロールシャッハ・テストを用いて—

教育学 板津弓子

本研究は、健康な青年期の精神発達、特に自我機能と、青年期に発症した精神分裂病のそれ

らを捉えることを目的として、ロールシャッハ・テストを用いて健康な青年期と青年期に発症

した精神分裂病とを比較した。

青年期を青年前期、青年中期、青年後期の時期区分に分けて捉え、それらに相当する中学生、高校生、大学生（12歳～24歳）を本研究の対象とした。方法として個人ロールシャッハ・テスト（片口式）を用いた。平成10年7月から平成11年11月の期間中に、健康な青年期（健康群）とする健康な中学生、高校生、大学生（合計73名）を対象に、筆者他5名がロールシャッハ・テスト検査を行った。初発精神分裂病と診断された患者（合計100名）からなる臨床群については、昭和46年から昭和58年の期間中に、筆者の指導教官が病院にて施行したところの資料を使用した。得られたロールシャッハ・プロトコルを筆者自身が、指導教官の指導のもとでスコアリングを行い、基準を統一した。

まず、健康な青年期の精神発達の特徴を捉えるために、3つの時期区分のロールシャッハ・テストスコアを比較した。性差を捉えるため、男女に分けて比較した。その結果、健康な青年期全体に見られる特徴と、時期区分にそれぞれの特徴があった。健康な青年期では、一貫して強い感受性、劣等感や挫折感に伴う抑鬱感や、常識にとらわれない独断的な思考傾向が見られ、成人にはない青年期らしさであるとみられた。

特に青年中期にもっとも青年期らしい特徴が見られた。

次に青年期に発症した精神分裂病の特徴を捉えるため、健康群と同様の比較をしたところ、発達の変化や性差がほとんど見られなかった。健康な青年期に見られた青年期の特徴も見られなかった。また、健康な青年期に比べて内的な精神活動、外的刺激に対する反応性、現実吟味力などが著しく低下していた。

両者の精神発達の違いを検討するために、Klopperの建設的な自我の発達図式の観点から両者の自我機能の発達過程を比較した。その結果、健康な青年期は青年後期に情緒が統合され、次の自己実現へ進むとみられたが、青年期に発症した精神分裂病では、基本的安全感が乏しく、不安をうまく処理できないまま、情緒の統合性もできないでいた。現実吟味力が低下しており、自我機能に明らかな弱体化が見られた。

本研究は、健康な青年期の精神発達と青年期に発症した分裂病の精神発達を明らかにし、さらに自我機能の発達過程から両者の精神発達の差を検討した。今後の課題としては、本研究で考慮しなかった質的側面からのロールシャッハ・プロトコルの分析を加えることが、より有用な研究成果をあげると考えられる。

発達遅滞児に対する遊戯療法の意義と展望

教育学 西川 曜子

遊戯療法は大人への精神療法と同時期に日本に導入され、今日でも様々な心理的葛藤を抱えた子どもたちに対する代表的な心理的援助方法として用いられている。乳幼児健診で遅れが指摘される発達遅滞児においても、早期教育の一環として遊戯療法が利用されるようになり、現

在では、保育等と関連させながら多くの場所で行われている。

しかし、実際に子どもやその母親たちの心理的援助を行う中で、現在われわれが行っている遊戯療法というものに疑問を持つことがあり、根本的にこれまでとは異なる、新たな視点でこ

の分野における遊戯療法を考えていく必要性を感じた。

そこでまず発達遅滞児に対する遊戯療法のこれまでの研究成果や現状から問題点について検討を行った。発達遅滞児に対する遊戯療法の問題点としては、これまで遊戯療法自体が安易なものとして捉えられ、大人の心理療法に比べセラピストの感情分析が行われなかったことに加え、発達遅滞児に対する遊戯療法が、彼らの置かれている現状と乖離した状態にあることが挙げられる。

次に、遊戯療法および遊びの本来の意味を問い直すため、各理論的研究について検討を行った。遊戯療法の諸理論では、Freud, A. や Klein に代表される精神分析的立場、Axline に代表され、わが国の遊戯療法に大きな影響を与えた非指示的立場、Allen の提唱した力動精神医学的立場、以上3つの理論的立場について検討し、どの立場でも、セラピストの下に来る子どもに対し、現在その子どもが抱えている問題に真摯に関わるという姿勢は共通したものであり、こうした姿勢が遊戯療法の本質を示していると考えた。また「遊び」の理論では、Huizinga や Caillois による文化史的視点と Erikson, E.H. や Winnicott, Piaget を中心とした心理学的視点から、遊びが

どのように捉えられてきたかを考察した。そして、遊戯療法同様、信頼できる人間との関わりの中で行われる遊びの重要性について述べた。

最後に、それらを踏まえた上で、これからの発達遅滞児に対する遊戯療法のあり方について3つの提言を行った。第1に、3歳以下の発達遅滞児の受け入れ場所が不足しているという実態を解消するためにも、セラピストの身分保証を含めた基盤整備が必要であるとした。第2に、発達遅滞児に対する遊戯療法は発達の観点を考慮した上で行われ、加えて療育に関する他機関と交渉できる能力も要求されるため、セラピストの更なる技術向上が望まれることを述べた。そして第3に、これまで行われてきた発達遅滞児に対する遊戯療法が、子どもの潜在能力の開発や認知・社会的機能の促進に重点が置かれていた点を指摘した上で、現実と乖離しないためには、遊戯療法の意味づけを変えることが必要であるとした。すなわち「訓練」の場としての遊戯療法から、遊戯療法の本質に基づいた子どもとセラピストの「出会い」の場へ、そして遊戯療法を核としたセラピスト・子ども・親、3者の「出会い」の場へと発展させることで、発達遅滞児への遊戯療法の更なる可能性が広がると推察した。

「女性に対する暴力」についての臨床心理学的基礎研究

—被害女性の心のケアとそのシステム作りに向けて—

教育学 橋 詰 知 子

近年、国際的な「女性の権利」尊重の動きの中で、性別に基づく暴力である性暴力や、夫など親しい関係にある者から受ける暴力としてのドメスティック・バイオレンス (DV) 等を含む概念として「女性に対する暴力」の問題が取り上げられ、これまで表面化されていなかった

暴力被害の実態調査が我が国でも徐々に始まったところである。

本論文は、様々な暴力によって傷つけられた被害女性の心に寄り添うべく、被害の実態、被害の及ぼす影響について明らかにしていくことから始めた。

暴力を受けるということは、身体的にはもちろん、精神的に尊厳を侵害されるということであり、被害者が被る精神的影響は甚だしい。また「女性に対する暴力」の特徴として挙げられることの第1として被害の潜在化がある。その潜在化の要因として「女性に対する暴力」認識の在り方が問題にされる。レイプやDVの被害を受けるのは、その女性に問題があったからとするような認識の在り方である。そしてそういった認識を社会や周囲の人から受けた時、被害女性にとって、ダメージの上にダメージを負うことになる。

本論文は、第1研究として大学生、社会人を対象に「女性に対する暴力」の現代的認識状況について質問紙による調査を行い、その結果から、現在わが国における「女性に対する暴力」の認識がいかなるものかについて明らかにする。

また第2研究として、DVの被害女性の事例を通して1)被害女性の心理について2)心理臨床的アプローチとその効果について検討を試みている。

上記の2つの研究方法を用いて、1)「女性に対する暴力」の認識状況を明らかにし、さらに、社会的認識が被害女性の心理に、あるいは回復にいかなる影響を与えているかの検討を行っている。また2)「女性に対する暴力」の認識と同時に性役割志向性をはかり、その比較検討から「女性に対する暴力」の背景について考察を行った。そして3)被害女性の「心のケア」に取り組む際に、考慮すべき基礎的課題について考察している。

これら3点を通して「女性に対する暴力」における被害女性の心のケアとそのケア・システムの構築にむけた基礎的な知見ないしは方法論的手掛かりを提供することを試みた。

被害女性に対する心のケアと、心の回復にむけ、「女性に対する暴力」の被害実態の深刻さと、被害が与える精神的影響の在り方を理解することは、臨床心理学的に、重要な課題であると考えられる。本論文で試みたことは、「女性に対する暴力」の被害者を援助し「心のケア」に取り組む上での、始めの一步である。

闘病期および喪失後の家族に対する心理的援助のあり方

—死別体験者の事例に基づく—考察—

教育学 宮 武 麻 美

現在、わが国では悪性新生物による死亡数の増加に伴い、死を常に心に留めて闘病生活を送らなければならない人の数も増加していると思われる。このことは、死別による悲しみが喪失後だけではなく、死別を予期した時点、つまり闘病期からすでに始まっていることを示している。それゆえ、愛する者を失った後の悲しみへの援助だけではなく、闘病期における家族に対しても心理的援助を行なうことが必要である。

この点を考慮に入れ、本論文では闘病期および喪失後の遺される(た)家族が、どのような思いを持ち、どのように感じているのかを捉え、それをもとに家族に対する心理的援助のあり方を考察することを目的とした。また、このような研究を行なうにあたり、実際に死別を経験した人の悲しみに直接的、間接的に触れることが必要不可欠であると考え、質問紙および面接の2方法による調査を行なった。

その結果、闘病期の家族は、いくつかの必要性を抱えていることが明らかになった。その必要性とは、①患者主体の医療環境への改善の必要性、②介護に専念できる環境の獲得の必要性、③介護の際の気分転換の必要性、④同じ病気の患者家族との交流の必要性、⑤周囲の者からの言葉掛けや振る舞いに対する‘さりげなさ’の必要性、⑥病気の子およびその兄弟に対して関わりを持ってくれる存在の必要性という6つの必要性である。同じく喪失後についても、家族はいくつかの必要性を抱えている。その必要性とは、①共通体験者と悲しみを分かち合える場の必要性、②直接的な励ましを行わずに、ただ聞いてくれる存在の必要性、③事前、事後の病気に対する十分な説明の必要性、④名義替えなど様々な手続きに対する補助の必要性、⑤関わり続けていく機会の必要性という5つの必要性である。

そこで、今回の調査で明らかとなったいくつかの必要性が充足されることが、闘病期および喪失後の家族に対する心理的援助につながると考え、家族が抱える必要性に対するサポートのあり方について考察を行なった。その結果、闘

病期および喪失後の家族に対する心理的援助のあり方について、次のような結論を得た。

闘病期および喪失後の家族に対する援助を行なう際には、その援助は次の点を配慮したものでなければならない。つまり、どのような援助であっても遺される(た)家族が、喪失後に遣り残し感による後悔で苦しむことがないように“納得ゆく生き方、看取りができた”との気持ちを持つててくれることを手助けするためのサポートでなければならない。また、あらゆる面でのサポートは、遺される(た)家族が、悲しみを心の底に持ちながらも生きてゆこうとの気持ちを持つてようになるための補助的なサポート。つまり“自立していくためのサポート”でなければならない、ということである。

今回の調査では、上述したような結果を得ることができた。しかし、様々な点を考慮すると、今回の調査で得られた結果については、あくまでも仮説の域を出ることはないと言える。そのため、今後さらに多くの人の協力を得て、調査を続け、さらなる考察を加えていくことが必要である。

カウんセリングの効果指標としての 投影樹木画法の枝の変化に関する一研究

教育学 村 井 佳比子

本研究は、グループ・カウんセリング前に比してグループ・カウんセリング後の投影樹木画法の枝に顕著な成長的变化が見られた場合、カウんセリング場面において洞察的発言がみられるとする仮説を立て、それを検証することによって、投影樹木画法の枝の変化をカウんセリングの効果指標として利用することについて検討することを目的とした。

樹木画テストを集中的精神分析的グループ・カウんセリングの開始前・終了後、計2回実施。参加者の内、発言のあった者63名(男性22名、女性42名、20-60才、平均年齢34.2才)を研究対象とし、枝の変化について、量的変化をBuck(1948)、質的变化をBolander(1977)およびGroth-Marnat(1997)、不健康な指標の有無をOster & Gould(1987)およびCantlay(1996)を用いて分析

し、その変化を4段階で評価した。セッションにおける発言については、発言者にとっての重要な他者との人間関係にまつわる一連の問題意識と洞察を中心に分析し、STEP4によって評価した。

この結果、樹木画の枝とセッションでの発言のいずれかに顕著な変化が見られたのは14名であるが、このうち枝と発言の両者に顕著な変化がみられたのは10名であった。それぞれの事例について検討した結果、いずれも自己のパーソナリティに対する新たな認識が生じていると考えられ、枝の変化が洞察を反映していると推測

されることから、樹木画における枝の変化がカウンセリングの効果指標として有効であると示唆を得た。

樹木画は、枝の部分が簡便かつ敏感にクライアントの人格の変化、特に洞察による成長的变化をとらえることができると考えられ、優れた測定道具であるといえる。もちろん樹木画だけで治療過程の全てを把握するには限界があるが、しかし、カウンセラーの自己点検、特に初心のカウンセラーのトレーニングには有効な評価道具として機能するのではないと思われる。

在日台湾留学生の適応問題と心理的援助

教育学 陳 慧 雯

【問題】

この十数年間文部省は様々な留学生受入れ施策を総合的に推進してきた。その上、各大学もこの方針に沿い、留学生を積極的に受け入れようとした。それによって、近年、留学生会館が増築され、奨学金の数と額も増加し、留学の手続きの簡易化などの留学環境はかなり整えられてきたが、これに反して、留学生の日本に対する印象は一向に良くなるらない。むしろ、だんだん悪くなる傾向が示されている。

一体、留学生にどうしてこのような感情が生じたのか、この感情は日本に来る前にすでに持っているのか、あるいは、いつから日本に対する態度が変わったのかを究明したい。そこで、台湾留学生の日本人に対するイメージは、日本に来る前から悪いイメージを抱いているのではなく、来日してからイメージが悪くなるのではないかと仮定した。

台湾留学生がもっとも適応できない問題を割

り出し、さらに、適応度の比較的に悪いグループが特定できれば、これから留学生をサポートしようとする人には、大きな手がかりになると思われる。しかし、留学生は様々な大学や専門学校など教育機関に在籍している。単なる年齢別と滞在期間の長さでグループの問題を判明させようとしても、そのグループを特定することが難しく、彼らに支援活動を行いたくても、なかなか困難な作業でもある。そこで、各教育機関に所属している違う学年のグループの問題を見出すことを試みた。

【方法】

日本人に対するイメージを調べるための項目は、岩男・荻原(1988)の対日本人イメージの7段階SD法を参考に、作成した。また、適応問題を測るために、周(1996)が山本(1986)、Hicks(1988)、上原(1988)の研究を参考にして作成したFAS(Freshmen Student Adjustment)の適応項目を使用した。

300部の調査票を用意し、関西と関東における各大学と日本語学校に在籍している台湾留学生に協力してもらった。有効回答数は192部(男性67名、女性125名)、回収率は72%であった。

【結果と総合考察】

本研究の結果により、台湾留学生の平均年齢は24.5才、平均滞在期間は2年4ヶ月。そして、来日目的の一位は「日本語を学ぶため」、次いで「学位を取得するため」である。また、経済面では、半数以上の留学生は家族の仕送りだけで生活し、残る者はほとんど家族の仕送りをもらいながら、奨学金やアルバイトの給料を足して暮らしている。更に、日本に留学することに対して、後悔する者は3割も占めていることが本研究で明らかにされている。これらの留学生達は、他の留学生と比べ、適応度が全体的に低下し、特に、研究・勉強と人間関係において、もっとも悪いと示されている。

日本人に対するイメージについてみると、ほとんどの台湾留学生は、日本に来る前は日本人や日本社会について好意的であるのだが、日本に来てからこのような好印象が悪くなっていることが分かった。滞日期間1～6ヶ月のグループはイメージが上昇したのに反して、滞在期間が長ければ長いほど、ほとんどの人が日本人に

についてのイメージを悪くしている。また、日本語学校の留学生よりも、学部生と大学院生はかなり厳しい評価を下していることも判明した。

適応問題については、周(1996)と同じような結果が見られた。全体から見れば台湾留学生は、人間関係の適応度が一番悪く、生活環境・文化風俗の点は比較的問題がない。また、日本に来て6ヶ月以下の人は、人間関係の適応度が一番悪く、滞日期間が長びくにつれて、徐々に良くなり、やがて、2年半～4年の間にもっとも満足し、その後、また再び悪くなる傾向が見られた。更に、日本語学校の留学生は、人間関係の適応がもっとも悪く、学部生では研究・勉強の適応度については、比較的低いことが分かった。

本研究で日本人イメージが留学初期には、良くなっているのに対して、時間がたつにつれて悪くなる傾向が見られたことは極めて重要である。

この結果から考えると、留学初期で適切な援助活動は、現在ではとても緊急な課題であることといっても過言ではない。留学の初期段階で適切な援助活動を行うことは、留学生が異文化環境に適応することにつながる、と指摘した研究も多く報告されている。